

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年5月27日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張していると解される。

私は親からの暴力で小さい頃からしせつで育ちました。通知表も全て体育以外はオール1でバカだから勉強もついて行けず一人ちがうプリントをやった覚えもあります。人に言われた事もそうですが1度言われた事で理解ができず今も苦しんでいます。メンタルクリニックに通いせいしんしょうがい手帳はもらいました。そして知的のIQの検査もしましたが低かったので愛の手帳もと

ろうと思い、〇〇支所に問いあわせました。その時通知表とかなくても大丈夫ですと言われました。今私は〇〇才です。小学校、中学転校してたので、全て小、中、しせつ2件に通知表やアルバムを探し電話しましたが何十年も前なので処分してないと言われました。そしてできる事はないかと中学の修学旅行の日記、小学生の時に世話になった先生にお願いをして〇〇支所に再判定してもらいましたが担当の対応も悪く嫌がらせで却下されてる気がします。メンタルのIQの物も〇〇に持って行きました。〇〇支所での判定もIQが低くて今行ってるメンタルの先生におかしいとも言われています。なぜこんなに通知表も全て1で理解力もなく苦しんで生きて来たのに却下されるのでしょうか。なっとく行かないので宜しくお願い致します。しせつの先生、学校の先生はたいしょくしてるので私を知ってる人は児童相談所の先生しか居ません。再判定も1カ月と言われましたが2カ月待たされました。私はウソも何もついてません。今までの人生ウソいつわりないです。

知能検査の際やや眠気があった様子と書いてあり、服薬のえいきょうや眠気でIQが低くなっているとの事ですが、何を見て言えるのでしょうか？ 病院でもそちらでもきちんとやりました。薬を飲んでる人でも検査はしてると思います。

自ら電話して予約を取り、単独で来所したとの事ですが、1人で予約もできるというのは非該当としてはおかしいと思います。単独で来所したと言いますが、道はけいたい調べて行きました。それで非該当はおかしいです。

二人の子供を1人で育ててるという事にたいしてシングルマザーだから1人でできてるとも言いたいのでしょうか？

パソコンのそうさができると言ってますが会社のパソコン数分さわるていどです。

クリニックに単独と言っていますが、何度単独と言うのでしょうか？ 大人なので単独で何度も通ってる病院くらいは行けます。

センター支所には、電車をのりつぎと電車で来たと言っていますが今まで電車ののりつぎができないので車のナビを遣って車でそちらに行きました。

成績が悪かったのはかんきょう、親からの暴力と言っていますが何がわかるのですか？ 今まで私をたんとうした先生が居たら会わせたいくらいです。とにかく何度言われても理解ができなくて苦しみました。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年10月 1日	諮問
令和 2年11月 6日	審議（第49回第2部会）
令和 2年12月18日	審議（第50回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、

知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあつては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 3 項は、同条 1 項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4 度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的

障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ56と判定されており、これは個別判定基準表における「4度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」に相当するとされている。

しかし、医学的判定においては、請求人のIQと、請求人と接触したときの様子や生活状況とで解離があり、精神症状や服薬の影響も否定できないことから、知能測定値は4度域であるが、精神疾患等の影響で本来の実力を発揮できていないものと判断されている。

## イ 知的能力

心理学的判定においては、疎通は良好であり、質問に対して的確に答えることが観察された。自らの性格についてもテンポよく複数かつ具体的に挙げる事が可能であり、内省する能力も持ち合わせていた。

また、医学的判定においても、質問の理解はよく、遅滞なく返答していた。その内容についても、きちんとボリュームがあり、まとまっていた。これまでの経歴、自分の思考、対人関係のパターンについても十分に説明が可能であった。成績不良だったとのことだが、いじめの被害者から加害者になりクラス全体を仕切る力があるなど、発達期（18歳未満）にあきらかに遅滞があったという客観的情報も聴取できなかった。

さらに、愛の手帳に関する手続についても、令和元年12月17日に実施した判定の際には、自ら電話で予約を取り、交通機関を利用して単独で来所した。本件申請についても、自らセンター支所に電話をして再判定の希望を伝えるなど、単独で手続可能であった。また、現在、2人の子を単独で養育中であること、携帯電話やパソコンの操作も一通りできることも聴取している。

以上のことから、物事の理解や判断の能力及び学習したことを実生活の中で利用、応用する力は4度レベルを超えており「非該当」に相当すると判定されている。

## ウ 職業能力

請求人は、21歳で普通自動車免許を取得し、ドライバーとして正社員として就労したが、約1年で妊娠、出産に伴い退職した。子育てが落ち着いた後、仕事を転々としたが、いずれも人間関係が原因で退職しており、仕事自体は問題なく

できていた。現在は宅配の仕事に1年3か月以上にわたり従事している。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）」レベルを超えており、「非該当」に相当すると判定されている。

#### エ 社会性

請求人は、現在、一般企業にて一定期間、一般就労が継続できている。心理学的判定においては、化粧気はないものの、ファッションには気を遣っていることが観察された。さらに、医学的判定においても、年齢相応の女性であることが観察された。対人関係の問題があり、人間関係は長続きしないが、婚姻歴があるなど、対人交流は一定の広がりが見られる。また、上記イのとおり、愛の手帳に関する手続も単独で可能であり、請求人単独で来所しており、援助がなくとも社会生活が可能である。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）」レベルを超えており、「非該当」に相当すると判定されている。

#### オ 意思疎通

上記イのとおり、心理学的判定においては、疎通は良好であり、質問に対して的確に答えることが観察された。自らの性格に関しても、テンポよく複数かつ具体的に挙げることができ、内省する能力も持ち合わせていた。コミュニケーション面では、知的な遅れを感じさせなかった。

また、医学的判定においても同様に、質問の理解は良好で、遅滞なく返答する様子が見られた。その内容に関しても、ボリュームがあり、かつ、まとまっていた。これまでの経歴、

自分の思考、対人関係のパターンについても十分に説明することが可能であった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常生活（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能）」なレベルを超えており、「非該当」に相当すると判定されている。

#### カ 身体的健康

請求人は、現在、メンタルクリニックに通院し、向精神薬服用中である。しかし、身体的には健康状態良好で、その他の通院及び服薬はないとのことである。医学的判定においても、向精神薬服用を含め、医療継続は必要であるが、入院を要するほどではなく、身体疾患についても特筆すべきものがないと判断されている。また、クリニックへの通院も単独で可能である。

以上のことから、「非該当」に相当すると判断されている。

#### キ 日常行動

心理学的判定においては、イライラ、気分の落ち込み、不機嫌で子どもにあたってしまうこと、興奮すること、リモコンを投げテレビを壊す器物破損があること、睡眠導入剤がないと入眠困難であることを請求人から聴取している。

医学的判定においては、生育歴上の複数のトラウマの影響で、対人関係の問題や感情調整が困難であり、そのことがこれまでの不適応の要因となっていると推察されている。

以上のことから、「4度（日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない）」レベルより重く、「3度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）」に相当すると判定されている。

#### ク 基本的生活

食事、排せつ、着脱衣、入浴は自立している。上記イ及びエのとおり、ファッションなど身だしなみについても自ら気を付けており、買物も可能である。公共交通機関の利用は、電車の乗換えが分からないと述べつつも、〇〇地域にあるセンターへも、〇〇から電車を乗り継ぎ、単独で来所している。予測できない状況にも対応可能である。また、単独で2人の子を養育し、生活できている。身辺生活の処理は完全に自立しており、助言は必要ない。

以上のことから、「非該当」に相当すると判定されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「4度」は1項目（知的測定値）が相当し、「3度」は1項目（日常行動）が相当するとされ、「非該当」は6項目（知的能力、職業能力、社会性、意思疎通、身体的健康、基本的生活）が相当するとされている。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA35」、「IQ56（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「現在、知的障害に起因する社会生活上の困難さは認められない」と記載されている。

#### (3) 過去資料及び児相元職員からの聴取内容

請求人は、先行処分を受けて、再度、過去資料を提出し、児相元職員からの聴取を依頼した上で、本件申請を行っている。しかし、過去資料における請求人の文章は、知的な遅れを感じさせるものではなく、児相元職員からの聞き取りにおいても、請求人の発達期（18歳未満）における知的な遅れをうかがわせるエピソードはなかったとされている。

#### (4) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容に加え、上記(3)の本件申請に当た

って請求人から提出された過去資料及び児相元職員から聴取した内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張

請求人は、前記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張しているものと解される。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2 (略)